

匿名データの作成・提供に係るガイドライン検討の方向性

第4 匿名データの作成・提供に関する計画の公表

○諮問の際の匿名データ作成計画の明示

- ・統計調査の実施に関する統計委員会への諮問の際に、併せて当該年次の匿名データの提供開始時期等について明示するという内容を追加（資料4-3参照）。

第5 匿名データの作成

○匿名化処理の方法

- ・匿名データの作成に係る匿名化処理基準、匿名データ作成マニュアル等に基づいて匿名化処理を行うことに関する内容を追加（資料4-1及び4-2参照）。

第6 匿名データの匿名化処理の実施手順

○統計研究研修所における検証

- ・匿名データ作成に関する統計委員会への諮問を行う際に、匿名化処理の妥当性等に関して、事前に統計研究研修所の検証を受けるという内容を追加。
- ・統計研究研修所の検証を受けの際に提出する資料についての内容を追加（資料4-4、4-5及び4-6参照）。

【提出する資料の例】

1. 初めて匿名データを作成する統計調査の場合

(1) 当該統計調査の基本情報

- ・調査概要
- ・調査票様式
- ・標本抽出法 等

(2) 匿名データに関する資料

- ・審査表
- ・匿名データの作成方針
- ・度数分布表 等

2. 匿名データの作成年次を追加する場合

○匿名データに関する資料

- ・審査表
- ・匿名データの作成方針
- ・度数分布表 等

○統計委員会への諮問

- ・統計委員会への諮問の際に、審議の効率化のため、統計研究研修所の検証を受ける際に提出した資料、検証結果・意見等を提出するという内容を追加。

【統計調査の類型に応じた対応（案）】

1. 初めて匿名データを作成する統計調査の場合

- 統計研究研修所（有識者会議等を含む）の検証を受け、その結果を基に統計委員会に諮問。

2. 過去に匿名データを作成したことのある統計調査の場合

(1) 年次の追加

- ・匿名化処理基準に基づき匿名データを作成し、統計委員会に報告。

(2) 新規調査事項の追加（※調査事項の内容によって対応が異なる）

- ・匿名化処理基準に基づき匿名データを作成。
- ・統計研究研修所（有識者会議等を含む）の検証を受ける。

①問題がない場合：

問題がない旨の検証結果を基に統計委員会に諮問。

②問題がある場合：

論点を示した検証結果を基に統計委員会に諮問